

平成 29 年度介護施設・事業所職員の研修受講のための代替職員確保事業

対 象 と な る 研 修 等

(1) 事業の対象となる研修等については、介護職員等の資質向上を図ることを目的とする次の研修等で、県が適当と認める研修等とします。

なお、⑤介護福祉士実務者研修の受講にかかる代替職員の派遣については、他の研修よりも優先されます。

- ① 介護職員初任者研修(通信課程の場合はスクーリング部分のみ。)
- ② 香川県及び香川県が指定する法人が実施する認知症介護実践者等養成事業による研修
- ③ ユニットケア研修
- ④ 介護支援専門員に係る法定研修
- ⑤ 介護福祉士実務者研修(通信課程の場合はスクーリング部分のみ。)
- ⑥ 介護福祉士国家試験受験対策講座
- ⑦ 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(実地研修を除く。)
- ⑧ 福祉用具専門相談員指定講習会
- ⑨ (公財)社会福祉振興・試験センターが実施する民間社会福祉施設職員合宿研修会
- ⑩ 香川県及び香川県内の各市町が実施する介護従事者向けの研修
- ⑪ 香川県老人福祉施設協議会、香川県老人保健施設協議会、公益財団法人かがわ健康福祉機構等が実施する介護従事者向けの研修
- ⑫ 県、香川県内の地方公共団体・学校から要請を受けて、介護の仕事のPR活動や介護職員等の資質向上のための研修を行う講師等
- ⑬ インドネシア又はフィリピンとの経済協定による介護福祉士候補者を受け入れた事業所で、当該介護福祉士候補者に研修計画に基づき、受講させる外部の日本語研修その他これに準ずる内容の研修
- ⑭ その他県が適当と認める研修等

(2) 当該事業所等が雇用している介護職員等を対象に事業所内で行う職場内研修は、対象としません。